

■ 閉会中委員会の審査状況 ■

〈議会運営委員会〉

(令和6年1月23日)

協議に先立ち、第1回定例会の招集及び提出予定の議案等について、総務部長から次のとおり説明があった。

- 令和6年第1回定例会を2月20日（火）に招集すること。
- 提案する議案は、現在のところ流動的であるが、令和5年度補正予算に係る予算議案が10件程度、令和6年度当初予算に係る予算議案が12件程度、条例改正案等議案が40件程度、専決処分報告が1件程度であること。

協議事項

1 議員の所属会派変更に伴う対応について

(1) 議席の一部変更について

内田一樹議員の無所属から自民党への所属会派変更に伴う議席の一部変更が了承された。

なお、議席の一部変更については、2月20日の本会議において諮ることとされた。

(2) 議会運営委員会申合せ事項の改正等について

無所属の所属会派異動の結果等により、議運申合せのうち代表質問及び一般質問の会派等割当について協議した結果、次のとおり決定された。

①代表質問について

会派別質問者割当表

区分 会派名	所属 議員数	質問者数				
		第1回	第2回	第3回	第4回	年間計
自民	<u>35</u>	2	1	2	1	6
県民連合	7	1	1	1	1	4
公明	3	1	0	1	0	2

②一般質問について

会派等別質問者割当表

区分 会派等名	所属 議員数	質問者数				
		第1回	第2回	第3回	第4回	年間計
自民	<u>35</u>	<u>11</u>	11	<u>11</u>	11	<u>44</u>
県民連合	7	2	1	2	1	6
公明	3	0	1	0	1	2
共産	1	1	0	1	0	2
無所属	<u>5</u>	<u>2</u>	3	<u>2</u>	3	<u>10</u>
計	51	16	16	16	16	64

(3) 広報委員について

内田一樹議員からの広報委員辞任の申し出を受け、協議した結果、後任を共産党及び無所属の中から人選することが決定された。

なお、後任の人選結果については、1月31日（水）までに事務局に報告することとさ

れた。

2 令和6年第1回定例会について

- (1) 会期日程（案）について
会期日程（案）が了承された。
- (2) 代表質問について
議会運営委員会申合せ事項が確認された。
- (3) 一般質問について
議会運営委員会申合せ事項が確認された。
- (4) 会議録署名議員について

村野俊作
おさだ康秀

予備議員

宇都恵子
大久保博文

が確認された。

3 予算特別委員会運営要領の一部改正について
予算特別委員会運営要領が以下のとおり決定された。

【予算特別委員会運営要領】

4 (2) 総括予算審査
才 質疑時間

② 令和6年第1回定例会の会派等ごとの配分時間は、次のとおりとする。

会派等名	配分時間
自民党	<u>176分</u>
県民連合	<u>57分</u>
公明党	<u>36分</u>
無所属	<u>36分</u>
計	305分

7 予特委員会の傍聴許可は、20人を上限に委員長が行うものとする。

4 監査委員候補者の人選について

令和6年度の議会選出の監査委員候補者について、監査委員人選基準に基づき、1月31日（水）までに事務局へ提出することとされた。

5 次回委員会開催日時について

2月19日（月）午前11時から開催することとされた。

（令和6年2月19日）

協議に先立ち、総務部長から次のとおり説明があった。

- 第1回定例会に提案する議案は、令和5年度補正予算議案10件、令和6年度当初予算議

案12件のほか、条例改正等議案が38件、専決処分報告が1件であること。

協議事項

1 能登半島地震に係る対応について

議長から「1月1日以降に発生した能登半島地震により、大きな被害が出ている。国も予備費を活用し、現在、早期復旧・復興に向け各方面での取り組みが始まっているが、厳しい避難生活を余儀なくされている方々もいらっしゃる。県議会では、明日、本会議が予定されているが、このたびの震災で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと考えているので、了承をいただきたい。」との発言があった。

協議の結果、黙祷は、明日の本会議（諸般の報告の前）で行うことが決定された。

2 2月20日の議事日程について

議事日程が了承された。

3 補正関係議案等の賛否通告、討論通告等について

補正関係議案については、補正関係議案等が審議される常任委員会終了後準備の出来次第できるだけ早く提出することが確認された。また、会派提出の意見書案等の提出期限について、議会運営委員会申合せ事項が確認された。

4 監査委員候補者について

監査委員候補者名簿が確認された。

5 広報委員について

広報委員の名簿が確認された。

6 議会運営委員会申合せ事項の改正について

議会運営委員会申合せ事項が以下のとおり決定された。

また、議会事務局及び執行部においても議員と同様に県議会デジタル化に伴うペーパーレス化に対応するため、今後、パソコン等の持ち込みを認めることが了承された。

【議会運営委員会申合せ事項】

17 本会議及び委員会開会中の議員への連絡等について

本会議及び委員会開会中の議員への連絡（電話、来客等）は、特別なものを除き、行わないものとする。また、本会議場及び委員会室への▼携帯電話の持ち込みは、行わないものとする。

※ ▼の「ポケットベル及び」を削除

18 本会議及び委員会における情報通信機器の持ち込みについて

(1) 議員が持ち込むことができる情報通信機器は、鹿児島県議会タブレット端末等管理・取扱要領（以下「タブレット端末等管理・取扱要領」という。）第5条第1項により貸与されたタブレット端末に限る。

(2) タブレット端末の使用に当たっての留意事項については、タブレット端末等管理・取扱要領第7条及び第9条のほか、以下のことについて遵守すること。

① 会議中は、電子メール、ソーシャルメディアの利用等、通話その他審議等に関係のない目的で使用しないこと。

② タブレット端末の使用は、あくまでも審議等を補完するためであり、節度を持って必要な範囲に限ること。

7 次回委員会開催日時について

3月7日（木）の午前9時30分から開催することとされた。